

理事・監事及び評議員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小田原福社会の理事、監事（以下「役員」という。）、会長、顧問、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で週30時間以上勤務している者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等の総額)

第3条 役員等の報酬等の総額は、以下のように定める。

- (1) 理事に対して、各年度の総額が5,500万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。
- (2) 監事に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(常勤役員等の報酬)

第4条 常勤役員等に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、評議員会の承認を得て予算の範囲内で支給する。ただし、報酬額は理事長年額1,200万円以内、常務理事年額1,000万円以内、会長年額900万円以内、理事年額800万円

以内とする。

- 3 常勤役員の通勤手当は、賃金規定第16条を準用する。
- 4 理事長及び常務理事に就任し、または、退任したときの報酬は該当月の日割計算により支給する。
- 5 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて理事報酬月額5万円を支給する。

(非常勤理事の報酬)

第5条 非常勤理事に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、非常勤理事が、理事会等に出席したときは、月額15,000円の報酬を支給する。
- 3 非常勤理事の通勤手当は、実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 理事会、評議員会等に出席したとき 月額15,000円
 - (2) 監事監査等のために出勤したとき 月額20,000円
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、監事監査規程に基づき、監事の職務を遂行するため法人職員等と打合せ(インターネットの使用による方法を含む。)をしたとき 月額15,000円
- 3 監事の通勤手当は、実費とする。

(評議員の報酬)

第7条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

- 2 前項の報酬は、評議員が、評議員会等に出席したときは、月額15,000円の報酬を支給する。
- 3 評議員の通勤手当は、実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第8条 評議員選任・解任委員に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会等に出席したときは、日額15,000円の報酬を支給する。ただし、法人職員が兼務している場合については、これを支給しない。
- 3 評議員選任・解任委員の通勤手当は、実費とする。

(顧問の報酬)

第9条 顧問に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、定款第27条に定める職務を行った場合に以下の基準を上限として支給する。

- (1) 当該職務にかかわる所要時間が4時間以内の場合

20,000円/日

- (2) 当該職務にかかわる所要時間が4時間を超え6時間以内の場合

30,000円/日

- (3) 当該職務にかかわる所要時間が6時間を超える場合

40,000円/日

(退職金)

第10条 3年以上勤務した常勤役員には、次に定める退職金を支給する。

- (1) 3年以上5年未満 その役員の平均給与年額（法人の職員を兼務する役員にあっては、賃金規定第16条第2号に規定する役員手当に12を乗じた額（役員の就任又は退任が年度の中途の場合、就任月から当該年度末までの月数、又は当該年度当初から退任月までの月数））の3%×勤続年数
- (2) 5年以上10年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額（法人の職員を兼務する役員にあっては、賃金規定第16条第2号に規定する役員手当に12を乗じた額（役員の就任又は退任が年度の中途の場合、就任月から当該年度末までの月数、又は当該年度当初から退任月までの月数））の5%×勤続年数
- (3) 10年以上15年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額（法人の職員を兼務する役員にあっては、賃金規定第16条第2号に規定する役員手当に12を乗じた額（役員の就任又は退任が年度の中途の場合、就任月から当該年度末までの月数、又は当該年度当初から退任月までの

月数)) の 7% × 勤続年数

(4) 15年以上20年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額（法人の職員を兼務する役員にあっては、賃金規定第16条第2号に規定する役員手当に12を乗じた額（役員の就任又は退任が年度の中途の場合、就任月から当該年度末までの月数、又は当該年度当初から退任月までの月数)) の 9% × 勤続年数

(5) 20年以上 その役員の直近5年間の平均給与年額（法人の職員を兼務する役員にあっては、賃金規定第16条第2号に規定する役員手当に12を乗じた額（役員の就任又は退任が年度の中途の場合、就任月から当該年度末までの月数、又は当該年度当初から退任月までの月数)) の 11% × 勤続年数

(退職慰労金)

第11条 3年以上勤務した非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員には次に定める退職慰労金を支給する。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 3年以上5年未満 | 30,000円 |
| (2) 5年以上10年未満 | 50,000円 |
| (3) 10年以上15年未満 | 100,000円 |
| (4) 15年以上20年未満 | 150,000円 |
| (5) 20年以上 | 200,000円 |

(旅費の額)

第12条 非常勤の役員、顧問、評議員及び評議員選任・解任委員に支給する旅費は実費とする。

2 常勤役員に支給する旅費は旅費規程による。

(報酬及び旅費の支給方法)

第13条 非常勤の役員、顧問、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び旅費の支給は、銀行振込により行う。

2 常勤役員及び会長の報酬の支給は、職員給与の支給日に行う。

(支出会計区分)

第14条 本規程に定める役員報酬並びに諸費用については、原則として本部
拠点区分から支出するものとする。

(改定)

第15条 この規程の改定は、評議員会の議決を得て行う。

附 則 平成14年 1月 1日施行
平成22年12月12日改定
平成28年12月17日改定
令和 2年 4月 1日改定
令和 3年10月13日改定
令和 5年 4月 1日改定